

## 平成25年度区役所・支所改革の充実策

～更なる改革の推進を目指して～

平成24年10月19日

企画経営部

### 1 25充実策のねらい

平成18年4月、区は、総合支所中心の区政運営への転換を図るため、「区役所・支所改革」をスタートさせ、「区民に信頼され、区民の身近にあり、区民の誇りを創造する区政」の実現に取り組んでいます。

改革後3年目には、改革当初の組織・執行体制面の総仕上げを行うため、時限的な牽引組織としての区役所改革推進本部の下、21改革（平成21年4月・総合支所内組織の再編）及び22改革（平成22年4月・支援部組織の再編）を実施しました。

区政運営は、社会情勢の変化を敏感に捉えるとともに、将来を見据えて常に見直しを行わなければならない、「区役所・支所改革」の不断の推進が必要です。特に、未曾有の事態をもたらした東日本大震災の発生は、そう遠くない将来に予測される首都直下型地震に対する区民の防災意識を高めており、地域の拠点としての総合支所が果たす役割に大きな期待が寄せられています。

今回の平成25年度充実策は、「区役所・支所改革」の基本理念を踏まえ、総合支所が区民と協働して地域の課題を地域で解決できる機能及び身近な区民サービスの拠点としての機能の更なる充実・強化をねらいとして取りまとめたものです。

### 2 充実策の取りまとめまでの経過

次の取組を総合的にを行い、得られた結果等をこの充実策の取りまとめにつなげています。

【合意形成】	
・区役所改革会議（平成23年度）第2回～第3回	平成23年12月～平成24年3月
〃（平成24年度）第1回～第7回	平成24年4月～同年8月
【充実策の素材等】	
・町会長・自治会長アンケート調査	平成24年1月～同年2月
・職員アンケート調査	平成24年2月～同年3月
・来庁者アンケート調査	平成24年5月
・総合支所全管理職等ヒアリング	平成24年6月
・総合支所長ヒアリング	平成24年7月
・支援部長ヒアリング	平成24年7月
・総合支所への移管対象事務調査	平成24年7月

### 3 充実策のポイント

充実策のポイントは次のとおりです。

◆ポイント1 防災機能の強化及び生活安全施策の充実
防災面における総合支所の機能の強化を図るほか、区民の誰もが安心して生活できるよう、生活安全に関する取組を充実します。
◆ポイント2 取扱業務の充実
総合支所で取り扱う業務を増やすほか、商店街振興等既に実施している業務についても支援部との関係を再整理し、サービスを充実します。
◆ポイント3 権限の明確化等及び庁内連携の強化
総合支所の権限拡大等を含め、業務実態に即した意思決定の仕組みを再構築するとともに、支援部との連携を一層円滑にします。

### 4 充実策の内容等

充実策の項目及び内容は次のとおりです。

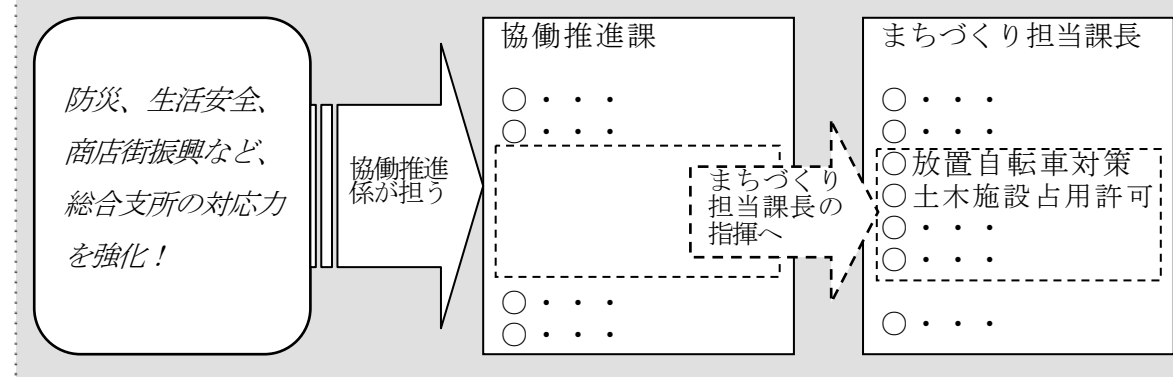
#### (1) 執行体制及び業務に関する事項

##### ア 協働推進部門における事務分掌の再編整理

総合支所における防災機能の強化及び生活安全施策の充実並びに商店街振興等取り扱い業務の充実を図るため、協働推進部門における事務分掌を再編整理します。

##### 再編整理の内容等

- ・防災業務については、町会・自治会を始めとした地域の主体と密接に関わっており、それらを総合化して取り組む必要があることから、引き続き協働推進課協働推進係において担うこととし、今後の対応力（防災、生活安全、商店街振興等への対応）を強化するため、現行の事務分掌について一定の整理を行います。
- ・協働推進課協働推進係の事務分掌のうち、放置自転車対策など一部の事務について、地域のまちづくりを一層推進するため、まちづくり担当課長（まちづくり推進担当及び土木係）が指揮することとします。このことにより、前述の協働推進係の今後の対応力を担保します。



※事務分掌の再編整理（案）は別紙のとおり

## イ 総合支所で取り扱う業務の充実等

### 【総合支所の取扱いを充実させる業務】

#### ① 防災及び生活安全に関する業務

総合支所が担う防災及び生活安全に関する業務について、各種申請手続きの受付等に加え、実態に即して総合支所での業務実施を充実させます。

##### 【取組内容】

- 防災士資格取得支援、アドバイザー派遣、住まいの防犯対策助成については、既に申請受付を行っていますが、交付決定及び支出事務についても総合支所〔協働推進課〕で実施します。
- 防犯カメラ設置支援、共同住宅防犯助成について、相談受付から交付決定及び支出事務について総合支所〔協働推進課〕で実施します。
- 赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会について、事務局運営を赤坂地区総合支所〔協働推進課〕に移管します。

#### ② 商店街振興に関する業務

商店街は、区民の交流を促進する地域コミュニティの拠点としての役割を担っています。これまで産業振興課が主として実施していた、商店街活動の支援を、地域の拠点である総合支所が担い、総合支所〔協働推進課〕の事務分掌に規定されている「商店街組織の育成指導に関すること」について、総合支所での業務実施を充実させます。

##### 【取組内容】

- 産業振興課で所管している「にぎわい商店街事業」のうち、補助事業の申請受付を、また、商店街組織からの各種相談の対応について総合支所〔協働推進課〕で実施します。

#### ③ 健康に関する業務

妊婦の保健及び健康診査に関する業務の一部について、区民サービスの利便性を高めるため、総合支所での業務実施を充実させます。

##### 【取組内容】

- 妊婦健康診査費助成について、現状の申請書配布に加え、申請受付についても総合支所〔区民課〕で実施します。

#### ④ 青少年対策に関する業務

現状においても総合支所〔協働推進課〕の事務分掌に「青少年対策地区委員会に関すること」が規定されていますが、日常の活動支援を強化するなど、総合支所での業務実施を充実させます。

##### 【取組内容】

- 組織活動補助金及びレベルアップ事業に対する補助金について、申請受付から支出事務について、総合支所〔協働推進課〕で実施します。また青少年対策地区委員会と区の共催の「みなとキャンプ村」事業を、総合支所と支援部が連携して実施します。

#### ⑤ 文化振興に関する業務

現状においては主として国際化・文化芸術担当が事務を担っていますが、総合支所〔協働推進課〕の事務分掌に「地域文化の推進に関すること」が規定されていることから、地域文化の振興について、総合支所での業務実施を充実します。

##### 【取組内容】

- 国際化・文化芸術担当が実施している事務のうち、地域の歴史・文化に関する情報の収集及び提供等について、総合支所〔協働推進課〕で対応します。

#### ⑥ 環境・公害に関する業務

現状においても総合支所〔協働推進課〕の事務分掌に「環境及び公害の苦情処理及び相談に関すること」が規定されていますが、事業者等への指導は環境課で担っており、総合支所が地域の課題解決に主体的に関わるよう業務実施を充実させます。

##### 【取組内容】

- 主に環境課が担う、公害関係法令に基づく事業者等への指導に関し、総合支所も環境課とともに対応することとし、事務分掌に規定します。

### 【総合支所で実施することを明確にする業務】

#### ⑦ 観光振興に関する業務

既に総合支所では、地域の観光資源に関する情報の発掘、収集、発信等を行っていますが、総合支所〔協働推進課〕の事務分掌に観光振興に関することを明確に定めます。

#### ⑧ 国際化推進に関する業務

災害時における大使館との連携など、国際化推進プランに基づく区の国際化施策を推進していくため、総合支所〔協働推進課〕の事務分掌に地域における国際化推進、大使館との連携に関することを規定します。

## (2) 運用等に関する事項

### ア 更なる協働の推進に向けた指針の策定

総合支所は、町会・自治会をはじめとする多様な主体との協働により、地域の課題解決に取り組んでいます。

平成18年の「区役所・支所改革」から6年が経過し、この間の協働の実績を踏まえ、NPOも含めた幅広い団体等と区政運営の基本姿勢である「参画と協働」を更に推進していく指針とします。

#### 【取組内容】

→ 仮称「区民協働ガイドライン」を策定します。

### イ 総合支所の権限等の見直し

#### ① 副総合支所長の役割の見直し

21改革により設置した副総合支所長の職責については、総合支所処務規程において「総合支所の事務を掌理し、総合支所長を補佐する。」と規定しています。

総合支所制度がねらいとしているものの一つに、地域の現場で起きる様々な出来事を、区全体の各分野の施策に的確に反映させることがあり、このための「要」として総合支所長が支援部長を兼務しています。この点の実効性をより一層高め、総合支所からの政策発信機能を強化するため、副総合支所長の役割を見直します。

#### 【取組内容】

→ 総合支所からの政策形成の充実及び区全体の各分野別施策への的確な反映について、副総合支所長が総合支所各課及び支援部と調整を行う役割を明確にまとめ役を果たせるよう、庁内の仕組みを検討します。

#### ② 総合支所における意思決定ルール等の再整理

区の意思決定は「港区事案専決規程」に基づくこととされていますが、平成18年に「区役所・支所改革」をスタートさせる際、大幅な見直しを行うことなく、総合支所長については部長の読み替えで対応しています。また、副総合支所長についても、特別な専決権限は付与されていません。

地域の課題への迅速な対応を担保するための意思決定のルール及び権限委譲について見直します。

#### 【取組内容】

→ 現行の「港区事案専決規程」を見直し、総合支所中心の区政運営を前提とした意思決定（専決）ルールを策定します。  
→ 事案専決の見直しに合わせ、予算事務規則、契約事務規則及び会計事務規則についても総合支所の権限拡大の視点で検討を進めます。

### ウ 総合支所及び支援部の連携強化

#### ① 課題解決を図る仕組みの設置

総合支所及び支援部は、条例に規定する役割に従い、効果的に事務を分担するとともに、情報について双方で共有化する必要があります。

区が実施する事務事業は、社会情勢の変化等に応じて、日々新たな業務が発生するため、その都度総合支所と支援部とで役割を明確にしていく必要があります。様々な事柄の詳細について「決めていく」ことが総合支所と支援部の円滑な連携に欠かせないことから、常設の仕組みを設置します。

#### 【取組内容】

→ 区役所改革の実現に必要な総合調整を行う「区役所改革会議」の下に仮称「事務事業調整部会」を設置し、総合支所及び支援部の双方が課題の解決を行うとともに、情報の共有化を図る場として運営します。

#### ② 仮称「総合支所連携室」の確保

総合支所の職員は、課長級をはじめとして、係長、担当者間で事業の調整等を行うため頻繁に会議を行っており、支援部の主催する会議等への出席も多くあることから、区役所本庁舎内に留まる時間が長くなっています。

総合支所職員が集まる会議等を円滑かつ効果的に実施するための便宜を図るほか、支援部側職員の総合支所職員との接触を容易にすることにより、連携強化に役立てます。

#### 【取組内容】

→ 本庁舎内に10名程度が一堂に会し、会議等の使用のほか、一定の執務を可能とする専用の仮称「総合支所連携室」を確保します。

#### ③ 本庁舎における会議開催日のルール化

総合支所中心の区政運営を徹底させるとともに、総合支所及び支援部双方の効率的な事務運営を担保します。

#### 【取組内容】

→ 本庁舎で開催する会議等のうち、総合支所長の出席を要するものについては、開催日等の原則を定めます。

## エ 議会中継の総合支所への配信

区議会の様子を総合支所に来所する区民に広く知っていただくとともに、本庁舎と総合支所とで生じている情報環境の差を解消し、総合支所において円滑な議会対応に役立てます。

### 【取組内容】

→ 本会議及び予算・決算特別委員会の生中継について、総合支所内において、区民及び職員が視聴できる環境を整備します。

## オ 人事異動による総合支所間及び支援部との連携強化

### ① 区民課生活福祉係職員の総合支所複数勤務の推進

生活保護業務はその性格上区全体の統一的運用が強く求められる業務であり、21改革においても様々な改善策を講じてきています。担当業務のほとんどは福祉事務所として実施するものであり、一つの福祉事務所の下、5地区の生活福祉係が一体であることを踏まえ、区民サービスの均一化及び職務知識の共有化を強化します。

### 【取組内容】

→ 生活福祉係職員について、一定の異動年限内において複数の総合支所で勤務することを推進します。

例：A総合支所の生活福祉係で3年間勤務した後、B総合支所の生活福祉係で2年間勤務する。

### ② 高齢者福祉及び障害者福祉部門における現場経験の活用

高齢者福祉及び障害者福祉については、刻々と変わる制度改革等への確実な対応とともに、現場実態に即した適切な支援が支援部に強く求められています。特に、係長職の役割の重要性は高いことから、総合支所と支援部の連携強化を意図した人材配置に取り組みます。

### 【取組内容】

→ 高齢者支援課及び障害者福祉課の係長職のうち、現場実態を踏まえた具体的支援を担う必要のある職については、総合支所区民課保健福祉係長又は同係職員経験者を積極的に配置します。

## カ 人材育成の充実強化

「区役所・支所改革」を推進するためには、改革当初の目的、理念等についての職員の理解が不可欠です。このことを含めた職員研修を充実させ、更なる区民サービスの向上を図ります。

### 【取組内容】

→ 新任研修後期や三年目研修のカリキュラムに「区役所・支所改革」を盛り込みます。

→ 更なる協働の推進に資する「協働」に関する研修を計画し、実施します。

→ 取扱事例のない事務が発生した場合等の連携手法を学ぶ「職場連携強化研修」を継続・拡大して実施し、総合支所と支援部との連携を更に強化します。

→ 住民基本台帳法等の改正をはじめ国際化の推進に伴い、総合支所における語学に関する職員研修を充実させます。

## 5 今後の予定

この充実策により、平成25年4月の実現に向け、総合支所処務規程等の整備など、各部門において具体化に必要な準備作業に取り組むものとします。

また、「区役所・支所改革」の基本理念を踏まえ、総合支所が区民と協働して地域の課題を地域で解決できる機能及び身近な区民サービスの拠点としての機能の更なる充実・強化が求められるものについては、今後も全庁的に引き続き検討し、取り組んでいくものとします。

※ 表中の番号は、港区総合支所処務規程（平成21年訓令甲第2号）第11条に規定する号番に相当します。  
※ 新たに加わる事務分掌の文言については仮のものであり、今後、既存の事務分掌を含め実態に即した文言（表現）に改めます。

### 協働推進部門における事務分掌の再編整理（案）

